

鳥取県教育委員会告示第5号

平成15年鳥取県教育委員会告示第23号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報について）の一部を次のように改正し、平成22年2月16日から施行する。

平成22年2月16日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所	口頭による開示請求を行うことができる個人情報取扱事務の名称	開示する個人情報の内容	開示請求を行うことができる期間	開示請求を行うことができる場所
略				略			
鳥取県教育委員会事務局教育環境課非常勤職員採用試験	〃	〃	教育委員会教育環境課	鳥取県教育委員会事務局教育環境課非常勤職員採用試験	〃	〃	教育委員会教育環境課
鳥取県教育委員会事務局特別支援教育課非常勤職員採用試験	〃	試験結果の発表日から1月間	教育委員会特別支援教育課				
鳥取県教育センター非常勤職員採用試験	〃	試験結果の通知日から1月間	鳥取県教育センター	鳥取県教育センター非常勤職員採用試験	〃	<u>〃</u>	鳥取県教育センター
略				略			
妻木晩田	試験種目ご	〃	妻木晩田	妻木晩田	試験種目ご	〃	妻木晩田

遺跡事務所非常勤職員採用試験	との得点及び合計得点並びに順位 (不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)		遺跡事務所
略			

遺跡事務所非常勤職員(技術職員)採用試験	との得点及び合計得点並びに順位 (不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。)		遺跡事務所
略			